

八街市ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付金事業のご案内

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業とは、ひとり親家庭の母または父である方が適職に就くために必要な資格や技能を取得するため、指定された講座を受講した場合、受講修了後に受講費用の一部を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する事業です。

対象者

八街市内にお住まいのひとり親で次のすべてを満たす方

- ・20歳未満のお子さんを扶養している方
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に本事業による自立支援教育訓練給付金を受給していない方
- ・千葉県社会福祉協議会の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」等、学資を内容とする他制度を利用していない方

受講前の講座の指定申請時と、受講後の訓練給付金申請時の両方で要件を満たすことが必要です。

対象資格

- ①雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座
- ②雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定講座
- ③雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座

※②と③は、専門資格の取得を目的とする講座に限ります。

対象講座の一覧は『厚生労働大臣指定教育訓練給付制度検索システム』をご覧ください。ハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧してください。

教育訓練給付制度
検索システムはこちらから



支給額

- ①受講する講座が雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の指定講座の場合（上限20万円）

- (1)雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

経費の60%に相当する額

- (2)雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

(1)に定める額から雇用保険法により支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金 支給・不支給決定通知」が必要となります。

②受講する講座が雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座の場合（上限：修業年数×40万円、160万円を超える場合は160万円）

(1)雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

経費の60％に相当する額。ただし、訓練修了後1年以内に当該資格を取得し就職等した場合は、さらに25％の追加支給が可能です。

(2)雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

(1)に定める額から雇用保険法により支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

※受講修了後1年以内に雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、専門実践教育訓練給付金の支給額が対象経費の70％となるため、自立支援教育訓練給付金の支給はありません。1年以内に就職しなかった場合は、雇用保険法による教育訓練給付金の支給額(50％相当)を差し引いた10％相当の額を支給します。

注意

支給額が1万2千円を超えない場合は、支給対象外となります。

◎経費に含まれるもの

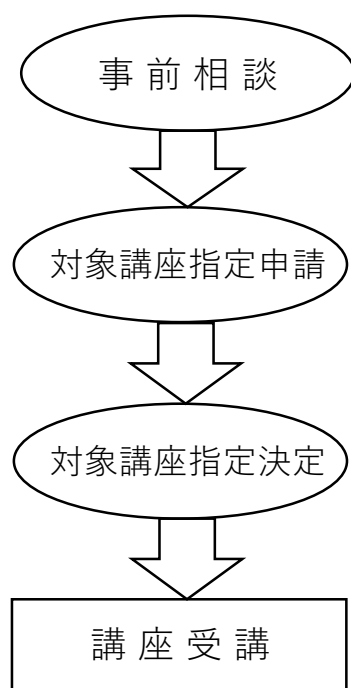
入学料、受講料(受講に際して支払った受講費、教科書代、教材費)、左記にかかる消費税

◎経費に含まれないもの

その他の検定試験の受講料、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、各種行事の参加費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、通学交通費、パソコン等の器材等、クレジット利用の場合の分割払い手数料(金利)

自立支援教育訓練給付金の手続きについて

■講座受講前：事前相談 ～ 講座指定申請



子育て支援課で、事前相談を受けてください。

事前相談では、対象講座の受講の必要性などの聞き取りをします。

受講開始日前に必要な書類をそろえて、子育て支援課に対象講座指定申請をしてください。

※通信制の場合は、教育訓練施設の教材発送日、通学制の場合は、開講初日を受講開始日とします。

申請書類を審査し、対象講座指定決定(却下)通知書を送付します。決定通知書は大切に保管してください。

指定を受けた講座を受講してください。

対象講座修了後に給付金の支給申請をしてください。
ただし、支給単位期間（6か月）ごとの給付が決定した場合は期間ごとに支給申請をしてください。

※受講を取りやめた場合は、給付金は支給されませんので、子育て支援課までご連絡ください。

講座指定申請に必要な書類

- ◎支給申請書・・・所定の様式
 - ・申請者のマイナンバーの記入が必要です。
 - ・講座指定決定のため、所得状況等の調査に関する同意(同意欄への署名)をお願いします。
- ◎申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ◎母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- ◎申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- ◎受講する講座のパンフレット等(内容がわかるもの)
- ◎ハローワーク発行の「教育訓練給付金支給要件回答書」

教育訓練給付金支給要件照会について

受講開始(予定)日現在における教育訓練給付金の受給資格の有無と、受講を希望する教育訓練講座が教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、ハローワークに照会することができます。

照会方法

- ①「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入
- ②本人・住居所の確認できる書類(運転免許証、雇用保険受給資格者証などのコピー)を添付し、本人来所、郵送のいずれかの方法によって提出

照会先

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉 雇用保険給付課

■講座修了後：給付金支給申請

ハローワーク

給付金支給申請

子育て支援課

給付金支給申請

給付金支給決定

対象講座の受講修了後から30日以内に、必要書類をそろえて、子育て支援課に**支給申請**をしてください。
※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、先に教育訓練給付金の支給申請が必要です。

※専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方は、**ハローワークの給付金支給額が確定した日から30日以内**に支給申請をしてください。

※給付金申請時点において、再度支給要件の確認を行います。次のような場合、給付金は支給されませんのでご注意ください。

- ・ひとり親でなくなったとき
(婚姻・事実婚や、お子さんが20歳を超えた場合など)
 - ・八街市外に転出したとき
 - ・受講料が未納であるとき
- など

申請書類を審査し、支給(不支給)決定通知書を送付します。**決定通知書は大切に保管してください。**

支給申請に必要な書類

- ◎支給申請書・・・所定の様式
 - ・申請者のマイナンバーの記入が必要です。
 - ・支給決定のため、所得状況等の調査に関する同意(同意欄への署名)をお願いします。
- ◎申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ◎母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- ◎申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- ◎八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定通知書の写し
- ◎教育訓練施設講座修了証明書・修了証書(教育訓練施設の長が発行したもの)の写し
- ◎教育訓練経費の領収書(教育訓練施設の長が発行したもの)の写し
(クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書)
- ◎雇用保険法による一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金の受給資格のある方
 - ・『教育訓練給付金支給・不支給決定通知書』(ハローワークが発行したもの)
- ◎雇用保険法による専門教育訓練給付金の受給資格のある方
 - ・『教育訓練給付金支給・不支給決定通知書』(ハローワークが発行したもの)
 - ・受講修了日翌日から1年経過以後に発行された『雇用保険被保険者取得届出確認照会回答書』(ハローワークが発行したもの)

■請求手続き

- ・**支給決定後**、請求書を子育て支援課に提出してください。
- ・支払希望口座が確認できるもの(通帳のコピーなど)の提出が必要です。
- ・提出書類の内容に誤りがなければ、原則として1か月程度で指定の金融機関に振り込みます。

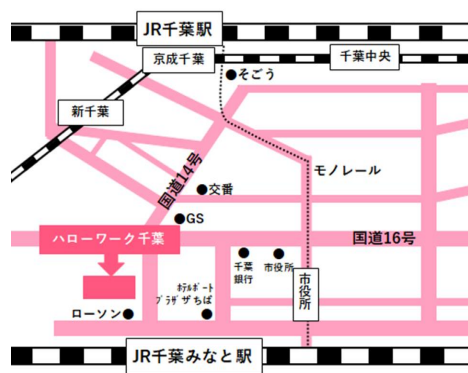
その他

一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併給することができます。ただし、高等職業訓練促進資金貸付制度(入学準備金)を利用される場合は、自立支援教育訓練給付金は受けられませんのでご注意ください。

ハローワーク千葉

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3
TEL:043(242)1181 (音声案内:11#)

管轄地域:八街市、千葉市のうち中央区、美浜区、
花見川区、稲毛区、若葉区、四街道市、
山武市、山武郡横芝光町



お問い合わせ・相談の予約

八街市役所 子育て支援課 児童家庭係
TEL 043-443-1693